

平成31年(ワ)第100号 「鬼怒川大水害」国家賠償請求事件

原告 片倉一美 外

被告 国

求釈明申立書

2021年5月28日

水戸地方裁判所 民事第1部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 坂 本 博 之

同 弁護士 大 木 一 俊

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 及 川 智 志

同 弁護士 小 竹 広 子

同 弁護士 五 來 則 男

同 弁護士 在 間 正 史

同 弁護士 鈴 木 裕 也

同 弁護士 高 橋 利 明

同 弁護士 田 中 真

同 弁護士 服 部 有

原告らは被告準備書面（５）、同（６）に対する反論を準備中であるが、被告の主張に不明瞭な点があるため、反論の前提として、以下の点について、釈明を求める。

第１ 被告国の準備書面（５）の別紙３「鬼怒川堤防整備概要図」〔乙72の3〕について

１ 被告国の主張

(1) 被告国は、その準備書面（５）の別紙３「鬼怒川堤防整備概要図」〔乙72の3〕、以下、引用部分を除き「別紙３堤防整備概要図」という。）の「流下能力から算出した治水安全度」の列に表示された「250メートル間隔で設置している距離標ごとに評価した堤防整備前の治水安全度」について、

- ・年超過確率1/30の規模以上の箇所につき灰色
- ・同1/10の規模ないし1/30の規模未満の箇所につき青色
- ・同1/10の規模未満の箇所につき赤色

で表示したとし、この点について、以下のとおり主張する（準備書面（５）（１３頁、下線は原告ら代理人））。

「整備概要図2（別紙3〔乙72の3〕）上段の「鬼怒川堤防整備概要図（平成13年以降の整備）」は、鬼怒川の距離標でおおむね3キロメートルから27キロメートルの範囲における平成13年から平成23年までの堤防整備の概要を、また、同概要図下段の「鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）」は、同範囲における平成24年以降の堤防整備の概要を図示したものである。同各図中の「流下能力から算出した治水安全度」の列には、250メートル間隔で設置している距離標ごとに評価した堤防整備前の治水安全度が年超過確率（乙12）1/30の規模（総合確率法によって求められる流量確率が年超過確率1/30の規模の洪水を流下させることができる

程度の安全度)以上の箇所につき灰色, 1/10の規模(上記確率が年超過確率1/10の規模の洪水を流下させることができる程度の安全度)ないし年超過確率1/30の規模未満の箇所につき青色, 年超過確率1/10の規模未満の箇所につき赤色で表示し, 「堤防整備箇所」の列には堤防を整備した区間とその完成年度を表示し, 「用地買収」の列には用地を買収した区間とその買収年度を表示した。なお, 「堤防整備箇所」のうち「27」の年度表示があつて着色がない箇所は, 本件氾濫時点において施工中で, 完成には至っていなかった箇所を示すものである。

なお, 距離標のある地点ごとの治水安全度のレベルを比較して, より安全度のレベルが低い地点を特定するには, 発生頻度が高い年超過確率を段階的に設定して治水安全度を評価することが有用であることから, 整備概要図2では, 治水安全度の評価に用いる年超過確率の規模を本件基本方針及び本件整備計画が前提とする1/100よりも低いものとし, かつ, それを段階的に設定することで, 治水安全度のレベルを年超過確率1/30の規模の洪水に耐え得るもの, 1/10から1/30未満の規模の洪水に耐え得るもの, 1/10の規模の洪水に耐え得ないものの3段階に分類している。」

しかしながら, 上記の説明には, 別紙3 堤防整備概要図の「流下能力から算出した治水安全度」について, 流下能力をどのような手法と条件で算定したのか, また, 流下能力から治水安全度(年超過確率)をどのような手法で算定したのか, これ以上の具体的な記載は無く明らかではない。

(2) 一方で, 被告国は, その準備書面(5)(24頁)で以下のとおり主張している。

「事業再評価における堤防の安全度評価については, 平成14年度事業再評価当時有効であった治水経済調査マニュアル(平成11年6月。乙74)において, 「堤防の

高さだけでなく、堤防の質も含めた機能評価を行うこととする」とされ、この機能評価の方法については、「堤体内への河川浸透に対する安全性を一つの判断基準として、これを堤体幅で評価することとし、定規断面によるスライドダウンを行って堤防の高さを補正」し、「上述したような評価を加味した堤防の高さを基に、河道計画で用いられる不等流計算法によって河道の流下能力を判定」するものとされている。これは堤防の安全度を評価する上で一般的な考え方であって、平成14年度の事業再評価についてもこのような考え方が前提となっており、同評価の資料（甲6・13ページ）における「堤防高が不足している区間から整備を実施」との記載における「堤防高」についても、堤防の物理的高さを指すものではなく、堤防の質も含めた機能評価を指すものである。」

以上のとおり、被告国は、「事業再評価における堤防の安全度評価については」「堤防の高さだけでなく、堤防の質も含めた機能評価を行うこととする」とし、「スライドダウンを行って堤防の高さを補正」して「河道の流下能力を判定」したとしている。

しかし、上記（1）で述べた、別紙3 堤防整備概要図の「流下能力から算出した治水安全度」の列に表示された「250メートル間隔で設置している距離標ごとに評価した堤防整備前の治水安全度」について、この事業再評価における堤防の安全度評価方法（スライドダウンを行って堤防の高さを補正し、それに基づき河道の流下能力を判定する方法）で行ったとは明記されておらず、両者の関係は明らかではない。

(3) さらに、被告国は、その準備書面（6）（11頁）で以下のとおり主張している。

「平成26年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料」（乙73の1及び2）に

あるとおり、鬼怒川直轄改修事業における堤防の整備箇所の設定方法は、基本的にキロポストごとの治水安全度を前提として「堤防整備が必要な箇所で治水安全度が1/30未満を整備箇所と」（乙73の1・4ページ及び乙73の2・6ページ）するとされる一方で、若宮戸地区については、「過去の測量結果から、キロポストでは評価できないが24.75k付近及び25.25k付近について地盤高が1/30に満たないと想定されることから堤防整備に加える」（乙73の1・6ページ及び乙73の2・7ページ）とされているとおり、若宮戸地区は本件砂丘を含めても地盤高が低い箇所があって、堤防整備が必要な地区として扱われていたものである」

しかしながら、ここでも、上記（1）で述べた、別紙3 堤防整備概要図の「流下能力から算出した治水安全度」の列に表示された「250メートル間隔で設置している距離標ごとに評価した堤防整備前の治水安全度」について、この事業再評価における堤防の安全度評価方法（スライドダウンを行って堤防の高さを補正し、それに基づき河道の流下能力を判定する方法）で行ったとは明記されておらず、両者の関係は明らかではない。

そこで、以下の点について、釈明を求める

2 求釈明事項

- (1) 別紙3 堤防整備概要図の「流下能力から算出した治水安全度」の列に表示された「250メートル間隔で設置している距離標ごとに評価した堤防整備前の治水安全度」は、どのように計算したのか。

仮に、事業再評価における堤防の安全度評価方法（スライドダウンを行って堤防の高さを補正し、それに基づき河道の流下能力を判定する方法）で行ったものであれば、その旨、明らかにされたい。

(2) 別紙3 堤防整備概要図のうち、下段（平成24年以降の整備）について

ア 別紙3 堤防整備概要図のうち、下段（平成24年以降の整備）の「流下能力から算出した治水安全度」の列は、平成24年時点における治水安全度（年超過確率）であるということによいか。仮に、上記時点では無いという場合は、どの時点における治水安全度（年超過確率）を表示したのか、明らかにされたい。

イ 仮に、(1)において、事業再評価における堤防の安全度評価方法（スライドダウンを行って堤防の高さを補正する方法）で行ったものであるとすれば、別紙3 堤防整備概要図の下段（平成24年以降の整備）における「流下能力から算出した治水安全度」は、「平成23年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料」（乙73の1）に基づいているということによいか。

ウ 仮に、上記イのとおりであるとするれば、別紙3 堤防整備概要図の下段（平成24年以降の整備）における「流下能力から算出した治水安全度」は、「平成23年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料」（乙73の1）の表—2 事業再評価時点の鬼怒川治水安全度の「最小流下能力」及び「最小流下能力に対する安全度」に基づいているということによいか。

なお、提出されている「平成23年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料」（乙73の1）の表—2の記載は「最小流下能力」であり、「スライドダウンを行って補正した流下能力」とはなっておらず、これでは検証できないから、同根拠資料の全体を証拠提出されたい。

(3) 別紙3 堤防整備概要図のうち、上段（平成13年以降の整備）について

ア 別紙3 堤防整備概要図のうち、上段（平成13年以降の整備）の「流下能力から算出した治水安全度」の列は、平成13年時点における治水安全度（年超過確率）であるということによいか。仮に、上記時点では無いという場合は、

どの時点における治水安全度（年超過確率）を表示したものが、明らかにされたい。

イ 仮に、（１）において、事業再評価における堤防の安全度評価方法（スライドダウンを行って堤防の高さを補正し、それに基づき河道の流下能力を判定する方法）で行ったものであるとすれば、別紙３ 堤防整備概要図の上段（平成１３年以降の整備）における「流下能力から算出した治水安全度」は、どのような方法によって算定されたものか、「平成２３年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料」（乙７３の１）のような資料は一切証拠提出されておらず、これでは検証できないから、根拠資料を提出して、明らかにされたい。

（４） 別紙３ 堤防整備概要図のうち、上段（平成１３年以降の整備）と下段（平成２４年以降の整備）の「流下能力から算出した治水安全度」（年超過確率）を比較すると、以下の各点で、上段では１／１０未満（赤）だった箇所が、下段では１／１０～１／３０（青）となっており、治水安全度が変化している。

右岸 ９．５km、１４．５km、２０．５km、２１．７５km、２５km（合計５か所）

左岸 １４．７５km、１７km、２１．５km、２３km（合計４か所）

しかし、これらの箇所では、この間、堤防整備はなされていない。

堤防整備がなされていないにもかかわらず、治水安全度がこのように変化する理由は何か、その原因について説明されたい。

第２ 若宮戸の砂丘林について

１ 被告の主張

（１） 第１の１（３）で述べたとおり、被告国は、その準備書面（６）（１１頁）で以下のとおり主張している（下線部は原告代理人）。

「平成２６年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料」（乙７３の１及び２）に

あるとおり、鬼怒川直轄改修事業における堤防の整備箇所の設定方法は、基本的にキロポストごとの治水安全度を前提として「堤防整備が必要な箇所で治水安全度が1/30未満を整備箇所と」（乙73の1・4ページ及び乙73の2・6ページ）するとされる一方で、若宮戸地区については、「過去の測量結果から、キロポストでは評価できないが24.75k付近及び25.25k付近について地盤高が1/30に満たないと想定されることから堤防整備に加える」（乙73の1・6ページ及び乙73の2・7ページ）とされているとおり、若宮戸地区は本件砂丘を含めても地盤高が低い箇所があつて、堤防整備が必要な地区として扱われていたものである」

- (2) この点について、令和3年4月23日の弁論準備手続期日において、原告らから、「過去の測量結果」（11ページ7行目）の範囲には河川区域外が含まれているのか、について釈明を求めたところ、被告国は、「「過去の測量結果」の範囲には河川区域外が含まれる」旨回答した（令和3年5月11日付事務連絡）ことから、被告国は、若宮戸地区については、河川区域外である本件砂丘を含めて、堤防整備の順序を検討していたことが明らかである。

ただし、被告国が、若宮戸地区について、河川区域外である本件砂丘のどの部分を測量していたのかについては、いまだ明らかではない。

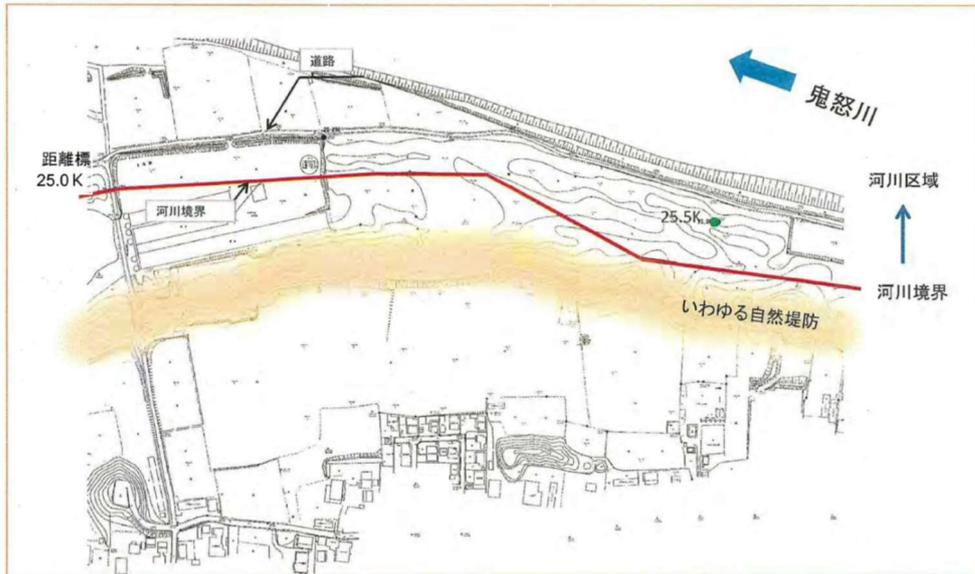
そこで、以下のとおり釈明を求める。

2 求釈明事項

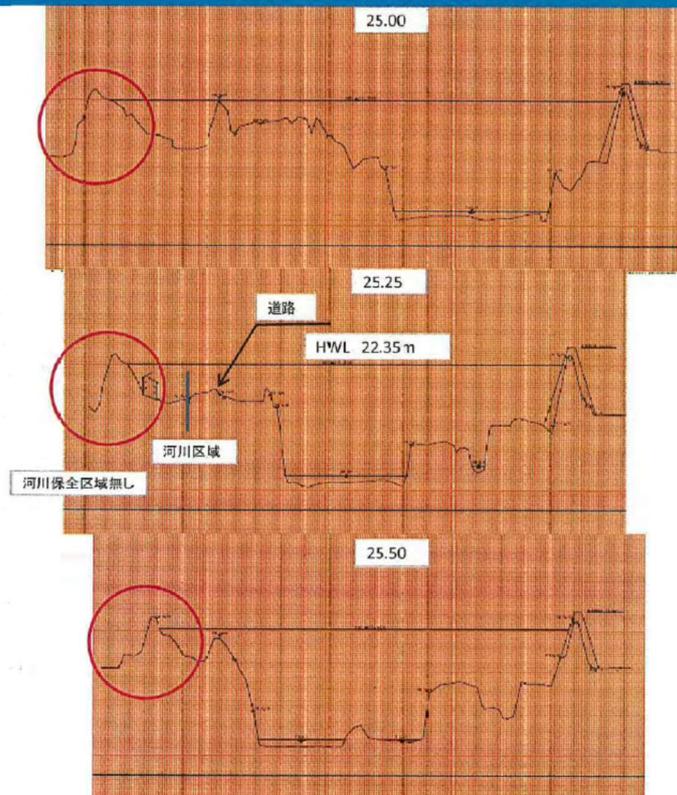
- (1) 若宮戸地区について、被告国がした「過去の測量結果」における測量範囲は、『実態的に堤防のような役割を果たしている地形の調査結果について』＜直轄管理区間＞』（甲17）の【鬼怒川：左岸25.5k】平面図3（20頁）における、黄土色で示されている「いわゆる自然堤防」を含むものでよいか。また、キロポストごとの測量結果は、同断面図（22頁）のものでよいか。

【鬼怒川:左岸25.5k】平面図 3

(甲17号証より)



【鬼怒川:左岸25.5k】断面図



そうではないという場合は、下記の河川区域指定図（乙6の2）の若宮戸地区部分に測量地点を記載する方法など適切な方法によって、明らかにしていただきたい。



(2) 「過去の測量結果から、キロポストでは評価できないが24.75k付近及び25.25k付近について地盤高が1/30に満たないと想定されることから堤防整備に加える」とある点について、それぞれ以下の点を明らかにしていただきたい。

ア 「24.75k付近」の場所について、地図上で示していただきたい。

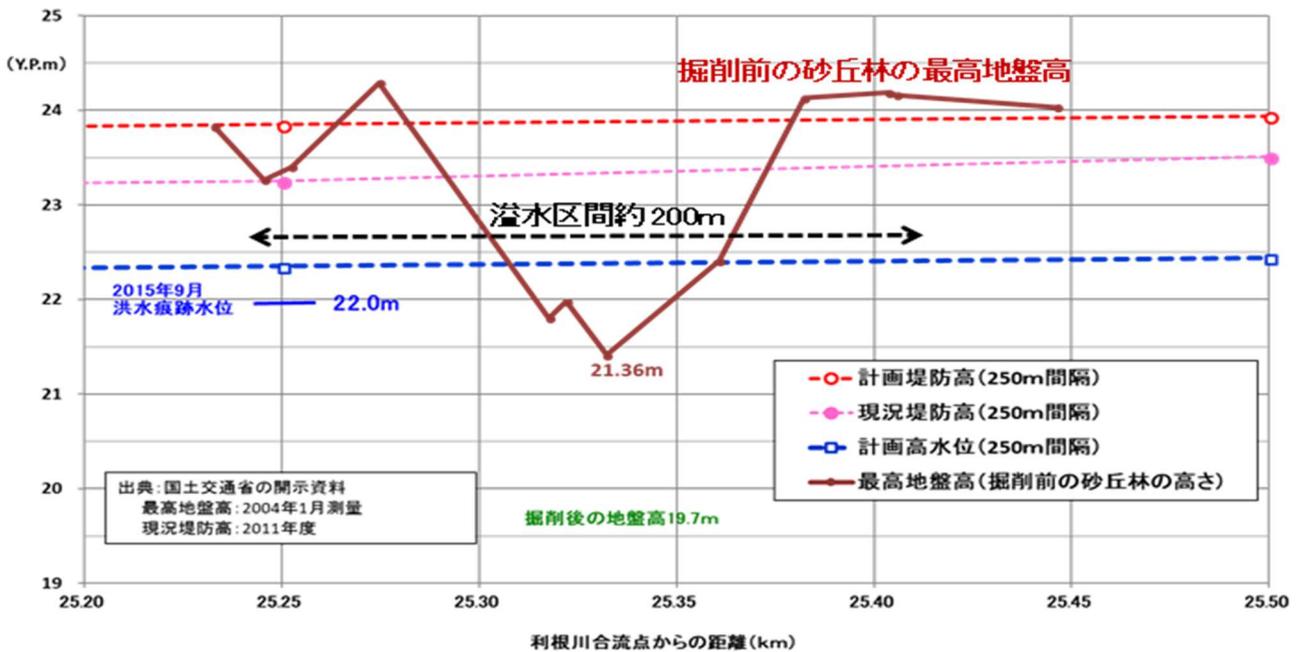
また、同場所について、地盤高については、写真やスケッチなど根拠資料を付して、具体的に明らかにされたい。また、1/30は流下能力についてのものであるので、流下能力の計算方法と計算結果を具体的に明らかにされたい。

イ 「25.25k付近」の場所について、地図上で示していただきたい。

また、同場所について、地盤高については、写真やスケッチなど根拠資料を

付して、具体的に明らかにされたい。また、1/30は流下能力についてものである
 ので、流下能力の計算方法と計算結果を具体的に明らかにされたい。

ウ なお、原告らは、この付近で溢水の危険性が最も高かったのは、25.30～
 25.35kmであると考えていた（訴状の図10「掘削前の砂丘林の最高地盤高（若
 宮戸25.35km付近）。この点を含めて、回答いただきたい。



(訴状 図10 掘削前の砂丘林の最高地盤高 (若宮戸25.35km付近))